

2021年1月25日

東京都知事
小池 百合子 様

日本労働組合総連合会
東京都連合会
会長 杉浦賢次

雇用対策等に関する緊急要請

新型コロナウイルスの感染が長期化するなか再拡大し、収束の目途が立ちません。厚生労働省は本年1月7日、同月6日時点の同ウイルス感染拡大の影響による解雇・雇止めの人件数（見込み含む）が、全国で8万121人、東京都では1万9318人に上ったと発表しました。さらに、政府は同月8日より東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県等の1都3県に「緊急事態宣言」を再発出しました。

今後、中小企業や、多くの業種・企業において、さらなる経営悪化や事業停止・倒産、解雇や雇止めが懸念されます。また、保健所や医療施設の従事者の過重労働は、限界に近づいています。

つきましては、東京都におかれましては、下記の対策を早急に講じられますようお願い申し上げます。

記

1. 「失業なき労働移動」施策の強化

大企業に比べて経営資源に乏しい中小企業や、店舗の時短営業を要請された飲食業をはじめ、製造業、一部小売業、観光業等の厳しい経営環境にある企業は、さらなる経営悪化により、自力での雇用確保策や、止むを得ず解雇・雇止めを行う場合の従業員の再就職あっせんの実施が困難となる。

労働者の雇用確保のため、企業における労働者の休業等による雇用維持とともに、新たに、人手不足が続く業種・企業等への円滑な「失業なき労働移動」施策の強化が必要である。

- (1) 雇用維持が困難な業種・企業で働く労働者が、当該労働者の希望に応じ且つその合意を前提に、人手不足が続く業種・企業へ在籍出向または雇用の切れ目なく転籍できるよう、公益財団法人産業雇用安定センターが行う当該事業について、業界団体および企業に対して積極的に周知するとともに、当該事業の拡充・強化や利用拡大のため必要な事業連携や支援を行うこと。
- (2) 職種や業態の変更を伴う労働移動を円滑に行い、移動先企業での離職を防止するためには、求職者に対する切れ目ない能力開発の機会の提供が必

要である。しかし、失業者の急増により、公的な職業訓練は定員が埋まり、希望者が利用できない状況にある。

今後の労働移動を想定し、東京都の職業能力開発事業（都立職業能力開発センター、民間教育訓練機関への委託訓練など）において実践的且つ実効性のある短期研修を拡充すること。また、職種変更を伴う労働者を雇い入れる民間企業に対して、職業訓練・研修カリキュラムの実施・拡充のための助成及び支援を積極的に行うこと。

[人手不足の業種・企業において求められる研修の例]

- ITスキル向上
- 自動車運転の普通免許取得のための費用貸付制度（若年者向け）
- コミュニケーションスキル向上
- 介護職関連資格の取得
- スーパーマーケットの調理・加工業務の技術向上や調理師免許の取得

2. 新型コロナウイルス感染症に係る公的支援策・制度等の活用促進

新型コロナウイルス感染症に係る支援策・制度・事業については、手続きが煩雑なことや周知されていないこと等が原因で、本来必要とする企業、労働者等が利用していない、必要な時に利用できないという問題が指摘されている。

国、東京都、公的機関が行う新型コロナウイルス感染症に係る支援策（給付金、助成金、融資、ほか支援策）および「失業なき労働移動」に関する制度・事業（上記1（1）・（2）の内容、トライアル雇用助成金や就職氷河期世代活躍支援プランを含む各種就労支援制度・事業、本年1月の通常国会以降に施行予定の産業雇用安定助成金等）について、必要な企業、労働者、求職者等が最大限活用できるよう、利用手続きを可能な限り簡素化するとともに、あらゆる方法や媒体を用いて、それらに対して当該支援策・制度・事業を周知徹底すること。

3. 保健所および医療施設の医療従事者の過重労働解消および処遇改善

新型コロナウイルス感染者数が大きく増加し、保健所のスタッフや感染症患者等を受け入れる医療機関の医療従事者の過重労働は、限界に近づいている。

経験者を含む採用者数の増加など、必要な人員確保に最大限取り組むとともに、従事者の処遇改善を行うこと。当該医療従事者の処遇改善に関して、東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業の医療従事者特殊勤務手当の補助基準額を引き上げ、手続きの簡素化、医療機関等への周知徹底を行うこと。

未知のウイルスとの闘い、難局を乗り越えていくためには、公労使のベクトルを合わせていくことが最も重要です。

本要請の趣旨をご理解いただき、各種対策を早急に講じていただけますようよろしくお願い致します。

以上